

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

長岡市長

作成・最終更新日

令和7年6月30日

担当部署

総務部庶務課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	番号法第7、16、17条 住基法第5、6、7、8、12、14、24条の2、30条の6、30条の10、30条の12	住民基本台帳事務	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) サービス検索・電子申請機能	○	R2.5.22	2025年	4月頃	全	R2.5.22	2025年	4月頃		市民協働推進部市民課
2	番号法別表第24の項	個人住民税賦課事務	個人住民税システム 申告受付システム 国税連携システム eLTAXシステム 中間サーバー 統合宛名システム(団体内統合宛名番号連携サーバー)	○	R5.6.8	2028年	4月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		財務部市民税課
3	番号法別表第24の項	固定資産税賦課事務	固定資産税システム 中間サーバー 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		財務部資産税課
4	番号法別表第24の項	市税の収納及び滞納整理事務	収納消込システム 滞納整理システム 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 中間サーバー	○	R5.7.4	2028年	7月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		財務部収納課
5	番号法別表第111の項	健(検)診・保健指導実施事務	健康管理システム 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 中間サーバー	○	R3.9.14	2026年	6月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		福祉保健部健康増進課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
6	番号法別表 第14の項	高齢者予防接種事務	健康管理システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合宛名番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部保 健医療課
7	番号法別表 第20の項	身体障害者手帳交付 申請受理等事務	心身障害者手帳シス テム 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	×	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
8	番号法別表 第21の項	身体障害者福祉法に 基づく障害福祉サービ ス、障害者支援施設 等への入所等の措 置、費用の徴収事務	障害福祉サービスシ ステム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	×	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
9	番号法別表 第22の項	精神障害者保健福祉 手帳交付等事務	精神障害者保健福祉 手帳業務システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
10	番号法別表 第23の項	生活保護関連事務	生活保護システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー) レセプト管理システム 統合専用端末 医療保険者等向け中 間サーバー等	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部生 活支援課
11	番号法別表 第24の項	軽自動車税賦課事務	軽自動車税システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合宛名番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					財務部市民税 課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
12	番号法別表 第27の項	公営住宅管理事務	公営住宅管理システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部生 活支援課市営 住宅相談室
13	番号法別表 第44の項	国民健康保険事務	国民健康保険システ ム 国保連合会システム (国保総合(国保集 約)システム、KDBシ ステム、特定健診等 データ管理システム) 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部国 保年金課
14	番号法別表 第46、116の項	国民年金事務	国民年金システム 福祉年金システム 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部国 保年金課
15	番号法別表 第51の項	知的障害者福祉法に 基づく障害福祉サービ ス、障害者支援施設 等への入所等の措 置、費用の徴収事務	障害福祉サービスシ ステム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
16	番号法別表 第56の項	児童扶養手当関係事 務	児童扶養手当システ ム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー) マイナポータルびっ たりサービス(サービ ス検索・電子申請機能)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部生 活支援課
17	番号法別表 第68の項	戦没者等の遺族に対 する特別弔慰金の支 給事務	援護システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	×	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉総務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
18	番号法別表 第85の項	後期高齢者医療制度 関連事務	後期高齢者医療シ ステム 後期高齢者医療広域 連合電算処理システ ム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R5.3.13	2028年	1月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		福祉保健部国 保年金課
19	番号法別表 第100の項	介護保険関係事務	介護保険事務処理シ ステム 伝送通信ソフト 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー) マイナポータルびっ たりサービス(サービス 検索・電子申請機能)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部介 護保険課
20	番号法別表 第117の項	自立支援給付・地域 生活支援事業関係事 務	自立支援医療システ ム 障害福祉サービスシ ステム 補装具支給業務シス テム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
21	条例別表第1 第1の項	地域生活支援事業給 付費等の支給に関す る事務	障害福祉サービスシ ステム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
22	条例別表第1 第3の項	日常生活用具支給事 務	日常生活用具システ ム 中間サーバー 統合宛名システム	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
23	条例別表第1 第4の項	ひとり親家庭等医療 費助成事務	ひとり親医療(県単) システム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R7.6.30	2030年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課

[illegible]

[illegible]

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
#####	条例別表第1 第7の項	生活困窮者利用者負担軽減事務	介護保険事務処理システム	×								【平成30年4月1日 終了】 【令和3年4月1日 計画管理終了】	福祉保健部介護保険課
—	条例別表第1 第7の項	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務	日常生活用具システム	○									福祉保健部福祉課
31	番号法別表 第126項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務	健康管理システム 中間サーバー 統合宛名システム(団体内統合宛名番号連携サーバー)	○	R3.3.9	2026年	3月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		福祉保健部保健医療課
32	番号法別表 第14の項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	ワクチン接種記録システム(VRS) 健康管理システム 中間サーバー 統合宛名システム	○	R4.6.8	2027年	6月頃	重点	R7.6.30	2030年	6月頃		福祉保健部保健医療課
—	条例別表第1 第12の項	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護システム 中間サーバー 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	○									福祉保健部生活支援課
33	番号法別表 第135の項	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム 中間サーバー 統合宛名システム	○	R4.10.26	2027年	10月頃	基礎					福祉保健部福祉総務課
—	番号法別表 第55項	罹災証明書の発行申請	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	×									財務部資産税課
34	番号法別表 第135の項	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム 中間サーバー 統合宛名システム	○	R6.1.5	2029年	12月頃	基礎					福祉保健部福祉総務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価				重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
35	条例別表第1 第13の項	子どもの医療費助 成事務	子ども医療(県単)シ ステム 中間サーバー 統合宛名システム(団 体内統合利用番号連 携サーバー)	○	R6.3.14	2029年	3月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
36	条例別表第1 第15の項	精神障害者医療費 助成事務	精神障害者医療シ ステム 中間サーバー 統合宛名システム (団体内統合利用 番号連携サー バー)	○	R6.3.14	2029年	3月頃	基礎					福祉保健部福 祉課
37	番号法別表135の 項	物価高騰対応重点 支援給付金に関す る事務	住民税非課税世帯 等に対する臨時特 別給付金システム 中間サーバー 統合宛名システム	○	R6.6.13	2029年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉総務課
38	条例別表第1 第16の項	妊産婦の医療費助 成事務	妊産婦医療(市単) システム 中間サーバー 統合宛名システム (団体内統合利用 番号連携サー バー)	○	R6.6.18	2029年	6月頃	基礎					福祉保健部福 祉課

(別添1) システム概要図

情報提供ネットワーク
システム

インターフェースシステム

…個人情報直接保有するシステム

…他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム

…個人番号にアクセスできないシステム

※システム間が点線のものは・体を介してやり取りを行っているもの

中間サーバー

統合宛名
(連携サーバー)

1 住民基・台帳

1 住基ネット

2 個人住民税

2 国税連携

2 eLTAX

2・hammer

3 固定資産税

4 収納消込

4 滞納管理

5・教育2・教育4
健康管理

6・31・32・接種

7 身体障害者手帳

8・15・20・21・教育7
障害福祉サービス

9 精神障害者保健福祉手帳

10 生活保護

11 軽自動車税

12・28・29・30
公営住宅管理

13 国民健康保険

13 国保連合会

14・27 国民年金

16 児童・手当

17 援護

18 後期高齢者医療

18 後期高齢者
医療広域連合会

19・25 介護保険

20 自立支援医療

21 補装具

22 日常生活用具

23 ひとり親医療

24 子ども医療

老人・設入所

33 臨時給付金

特別児童・手当

特別障害者手当

人事給与

教育1・教育6
子ども子育て支援

教育3 就学援助

教育5 児童手当

印鑑登録

選挙

下水道受益者負担金

法人住民税

26 重心医療

障がい者福祉サービス

老人医療

36 精神医療

38 妊産婦医療

高齢者福祉

農家台帳

就園奨励費補助金

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	中間サーバー、統合宛名(連携サーバー)、1 住民基本台帳、1 住基ネット、2 個人住民税、2 国税連携、2 eLTAX、2 申告受付、5 健康管理、6・31・32 予防接種、12・28・29・30 公営住宅管理、18 後期高齢者医療広域連合、人事給与※教育委員会に該当するシステムは、長岡市教育委員会計画管理書で記載
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	3 固定資産税、4 収納消込、4 滞納管理、7 身体障害者手帳、8・15・20・21 障害福祉サービス、9 精神障害者保健福祉手帳、10 生活保護、11 軽自動車税、13 国民健康保険、14、27 国民年金、16 児童扶養手当、17 援護、18 後期高齢者医療、19・25 介護保険、20 自立支援医療、21 補装具、22 日常生活用具、23 ひとり親医療、24 子ども医療、老人施設入所、33 臨時給付金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、26 重心医療、36 精神医療、38 妊産婦医療、老人医療

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	なし
ネットワークが論理的に分離しているシステム	13 国保連合会:VLANによる分離
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	印鑑登録、選挙、下水道受益者負担、法人住民税、障がい者福祉サービス、高齢者福祉、農家台帳、年金生活者支援給付金システム、就園奨励費補助金:アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御